契約変更理由書

神戸市

工　事　名	須磨多聞線（西須磨）橋梁下部工新設工事（その２）

変更後の工事概要

橋脚工　２基　　構造物撤去工　１式

完成期限

当初工期：令和４年１０月３１日

変更工期：令和４年１２月２０日　（５０日間延期）

契約変更の理由

・橋脚工における土質改良後に床掘した土砂の処分について、粒径が大きく処分地での受け入れが困難と判断されたため、その破砕作業が必要となり増工となる。

・地元調整の結果、現場に近接する駐輪場の移設が必要となったためそれに伴う仮設工が増工となる。

・地元調整の結果、橋脚工施工による近隣家屋への影響を調査することとしたため、家屋調査（事業損失防止対策）が増工となる。

・その他、現地条件や後続工事に向けた施工ヤードの整備形態を精査したことにより数量に増減が生じる。

工期延長の理由

・追加となった掘削土砂の転石作業や橋脚設置後の施工ヤード整備に時間を要するため、50日間の工期延長を要する。

（公表様式第６号）